

議 案 第 1 1 号

新居浜市体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市体育館設置及び管理条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3号中「及び器具等をき損し」を「、器具等を毀損し」に改める。

第12条第2項及び第13条第1項中「及び器具等をき損し」を「、器具等を毀損し」に改める。

別表中

「

卓球用具 (ラケット・ボールを除く。)	〃	〃	100	200
------------------------	---	---	-----	-----

」を

「

卓球用具 (ラケット・ボールを除く。)	〃	〃	100	200
フットサル用具 (ボールを除く。)	〃	〃	100	200

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号及び第3号、第12条第2項並びに第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

新居浜市多喜浜体育館においてフットサル競技の使用を開始することに伴い、新たに器具使用料を定めるため、本案を提出する。